平成２４年（フ）第６４９号
兵庫県尼崎市常松２丁目17番２号ソシアル武庫之荘203号
債務者　石谷みつ子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９１号
兵庫県尼崎市七松町３丁目１番１―802号
債務者　原田　哲夫
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９４号
兵庫県尼崎市御園１丁目８番19号　文化住宅、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目59番１号　鳳凰403号
債務者　新谷　惠司
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市南安長１丁目20番16号
債務者　金﨑　俊雅
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
鳥取県米子市中町14番地２　４Ｆ
債務者　原　　拓朗
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４６号
鳥取県米子市上後藤５丁目３番11号
債務者　森　　正一
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６７号
福岡県筑後市大字一条641番地　市営住宅木松団地16号
債務者　吉山　義文
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７３３号
北九州市小倉北区鍛冶町２丁目３番22―405号
債務者　若田　洋平
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５９号
北九州市小倉北区高尾２丁目５番20号
債務者　貞光　一義
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３２号
大分県別府市原町４番３号　今金コーポ302号
債務者　長野　憲士
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
宮崎県都城市庄内町7427番地３
債務者　瀬戸山洋之
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1768番地　種子田住宅Ａ棟
債務者　白石　好美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4793番地15、前住所鹿児島県鹿屋市上高隈町1975番地１
債務者　藤井　政明
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目7256番地26、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町１番53―４号　メゾネット笠之原Ｅ棟
債務者　土屋　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
福島県須賀川市雨田字高屋敷６番地１
債務者　橋本　啓子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
兵庫県明石市魚住町清水2125番地の18
債務者　轟木真美子（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
兵庫県明石市大久保町大窪1560番地　レオパレスアンフィールド104号、前住所兵庫県加古郡稲美町加古1749番地の７
債務者　熊倉加代子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係